

大蔵委員会 議録 第五十二号

昭和二十五年四月十四日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 岡野 清彦君 理事 北澤 直吉君
理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君
理事 前尾 三郎君 理事 川島 金次君
理事 河田 賢治君 理事 内藤 友明君
理事 甲木 保君 理事 鹿野 彦吉君
理事 佐久間 徹君 理事 高間 松吉君
理事 西村 直巳君 理事 松本 善壽君
理事 三宅 則義君 理事 柳澤 義男君
理事 宮腰 喜助君 理事 田島 ひで君

出席政府委員

大蔵事務官 (主計局長) 中西 泰男君
給與課長 委員外の出席者 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

四月十四日

委員中野武雄君及び吉米地英俊君辭任につき、その補欠として柳澤義男君及び松本善壽君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任に関する件
国家公務員等の旅費に関する法律案
(内閣提出第一六八号)

○川野委員長 ただいまより開会いたします。

昨日質疑を終了いたしました国家公務員等の旅費に関する法律案を議題と

いたします。討論採決に入ります前に、田島ひで委員より発言を求められておりますので、特にこれを許すに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようですから発言を許します。田島ひで君。

○田島委員 きのうちよつと御質問いたしましたのに関連いたすのであります。この法案によりますと、大体一様に公務員全体の旅費の三割値上げという

ことになつておりますが、最後の方の率の表で、非常上の方の高級官吏は率がよくつておりまして、下の方はこの率が非常に悪くなつております。御承知のように今日では、公務員の旅費というのはほとんど生活費の一部のようになつております。ところが

上級官吏になりますと、旅費は行き先で持つて、向う持ちの旅費になつておりまして、旅費というものがほとんど問題になつておられない。その旅費は上の方が厚くなつて下の方に薄くなつておる。むしろこれは逆になければならぬ。さもなければ下級官吏の人

には旅費の足にならぬと思ひます。が、そのういふ点について政府の方の御意見を伺いたいと思ひます。

○中西政府委員 お答えいたします。ただいまの職員の職に就きまして、これの割増率の問題であります。これは実情から見まして高職の職員が要務のために随行者を連れて歩く。そう

いつた場合にはやはり随行員のめんどろを見る。その他の関係によりまして

若干の経費がかかる。同時に職員の職例の級に従ひまして、宿泊いたします旅館の等級その他についても、やはり公務員としての品位の関係上、そこに

経費の多寡といふものが生じて来る。こういう事情にかんがみまして、従来からこういう職務の級に就きまして割増しをつけて参つておる次第であります。それを今後も当分の間繼續して参

りたい、こう考へております。

○田島委員 大体このような程度の旅費の値上げで、下の方の公務員が旅行あるいは転勤などに、十分間に合ふとお考へになつておられますかどうか。

○中西政府委員 旅費の定額につきましては、全国各都市における各旅館について、一級二級三級の区別に従ひまして、宿泊料の実費額といふものを調査いたしまして、それから主として

物備行の統制額並びに交通公社などで調査いたしております料金額、そういうものを基礎にいたしまして算出した

したものでございます。従ひまして公務員の旅行に伴いますこういう旅費につきましては、旅行だからという理由によつて特にせたいをすべき筋合

いのものではございません。日常生活の延長であるという趣旨において経費を支出すべきもの、こういう見地からいたしまして、この改訂案によりますと

定額をもちまして、そうせたいはもとよりできませんが、実費額について十分これで間に合ふものと信するわけ

でございます。

○田島委員 ちよつと十七條に基き一

例をあげますと、船賃の中には高級官

僚には寝台料金とか、特急料金とかいふふう非常に優遇されております。こ

ういふ点なんかもやはり下の方に

先ほどの御返答と同じような御返答かもしれないけれども、これなどはむしろ下級の人に寝台特急料金などを出せといふのはありませんけれども、その率を公平にしないことには非常に不公平ではないかと思ひますが、さういふ点をもう一度伺ひたいと思ひ

ます。

○中西政府委員 ただいまの急行料金並びに寝台料金等につきましては、い

ずれも職務の級に就いて出すといううな趣旨のものではございませんで、規定にございまして、特急につきま

しては片道五百キロ以上、普通急行、準急行につきましては片道百キロ以上という物理的條件に従ひまして、支給

いたしておるわけでありまして、また船賃の寝台料金等につきましても、これは公務員旅行上の必要からどうしてもそれが必要であるという理由のある場合に支給する、こういう建前にいたして

おるわけでありまして。

○田島委員 退職のときの旅費ですけれども、十四日以内に出発しないとそれが無効になるように規定されておると記憶いたしますが、その点の御説明をちよつと……

○中西政府委員 これは外国旅行及び内国旅行により出発すべき期間がきま

るわけでありまして、これは旅費支給

の計算上、一定の期限によつて区切つたという趣旨でございます。

○田島委員 退職になつたときなどの期間が、十四日以内にはやはり旅行しない退職金がいだけないということになつておるのですが、そうなりますとなか／＼十四日以内にはむりであり

ます。家を移転したり、子供の学校の転校のほかい／＼なや／＼問題がございまして、それでもやはり十四日以内に出発しないと旅費が支給されないのですか。

○中西政府委員 ただいまのお話の退職者の旅費の場合ですが、これは四十七條に規定いたしております條件付在職期間中のお話かと存するの

であります。これは現在の公務員法の建前からいたしまして、新規採用後六箇月間はすべてその職は臨時のものである條件になつておりまして、さう

いつた期間中の職員につきましては、特に労働基準法その他の振合いもございまして、十四日以内ということに規定いたしたわけでありまして。

○田島委員 もう少し具体的にお尋ねいたします。旅費の支給に對して非常にい／＼官側の方の制限がある。たと

えば通信関係におきまして、上の方の御意向によつてだれをどこにやるかといふような点が、非常にそのとき

の事情によつて考慮されておる。たとえば組合員などが大会に参りますときに官側が旅費を出してやる。同じ用で

行きますときにそれを認めないことも

ある。そういう例が相当あります。そ

ういう点なんかはどういうふうに考慮されてなさるのか。

○中西政府委員 旅費の命令を出す場合に、公務遂行上必要がある場合で、特にこの法律案の御審議を願つております法案の中にもございますように、従来をういつた旅行命令についての規

定が若干不明確でありましたのを、特に規定を設けまして、電話、電信その他通信手段によつて公務の遂行が円滑にやれないという場合に付きまして、特に公務遂行上の必要から旅行命令を出す。そういった旅行命令のあつた遂行についてののみ旅費を支給する。こういった建前を確立いたしまして、旅費の支出の適正を期したい。こういう趣旨に出たものでございます。

○田邊委員 それから外国旅行のところが、ちよつとお尋ねします。きのう竹村さんが大休お尋ねになりました点に關係しておりますが、これはアメリカから朝鮮までずつと地域が書いてあります。これは地域別ですか。それとも外国旅行となつておりますけれども、国の區別によりここに出ていないのも相当あります。これは全部昨日のお答えのようにその他の地域の中に入つておりますか。

○田島委員　もう一点、その中で旅費

日当が非常に差異がありまして、フ
リピンが非常に高くなつておる。これ
はどういうわけですか。

○中西政府委員 これは物価の相違で
ございます。

○田島委員　フィリピンがインフレか
何かで非常に物価が高いと申されるの
ですか。アメリカとの差なんかを見ま
しても非常に多くなつておる。

○中西政府委員　現在司令部職員一行

が出かけます場合に、旅費の実額とい
うものは大体現地の物価事情を考慮し
て、こういった格差を設けて規定せら
れておりますので、それに従いまし
て規定いたしましたようなわけでござい

○川野委員長 河田賢治君から発言を求められておりますが、これを許すことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようですか
ら質疑をお許しいたします。
○河田委員 先ほど外国旅行につきま
して、ここでは朝鮮という言葉が使つ
てあります。普通には、今日南朝鮮方
面では韓国という名称になっております

が、貿易協定なんかも日韓貿易というふうなことになるております。従来、朝鮮という言葉は日本の帝國主義時代そのまゝの言葉でありまして、こういう法律などには正しい称呼を書くべ

きではないかと思いますが、この点について一応政府委員のお答えを願います。

○中西政府委員　これは一応南鮮北緯を合せまして、地域名として最近の注

いう地名によることにいたしましたわけ
あります。

○河田委員　こういう政府の公文書には相手の感情というものがありませんから、なるべく国民感情というものを尊重しなくてはならぬと私は思う。従つてこういうものをお書きになるには特

細に調べて、坤城にいたしまして、その適当な名称をつけるべきであると思います。

を收束するように要請をしておるよう
に新聞では伝えております。従つてこ
ういう場合に、その国のインフレがと
どまりまして安定状態になれば、やは

て、従つて旅費等につきましても一昧
こうした固定的なものできめておいた
場合に、その国の物価が上るとか下る
とかいう場合には、どういふふうな細

熊は絶えず動いておるところが大分多
りますから、そういう場合にこちらで
固定して旅費を支給するという場合に
は、どういふ御処置をおとりになる
か。その点ひとつお伺いしたいの
です。

○川野委員長 前尾繁三郎君。

○前尾委員 私は自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつております国家公務員等の旅費に関する法律案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

この法律案の实体は、内国旅費につきましまして昭和二十三年七月に改正せられまして以来、全然改訂が行われていない。その後物価の事情もかわつておりますのに、実態に沿つていないというわけで、これを引上げることは当然のことでありまして、また一方外国旅行につきましては、昭和十八年八月以来改訂が行われていないというのでありますから、これを改訂するということは当然のことでありまして、また形式的にも、従来内国旅費規則あるいは外国旅費規則というような勅令によつておつたものでありますので、最近一般的にすべて法律にする点から考えましても、これは法律にいたしまして、そうして内容において実費支弁の実を現わすということでは当然の措置であります。ただいま共産党の田島さんから反對論として、現在講和會議もまだ開かれていないのに、外国に旅行するのはけしからぬというような反對論があらわれました。しかし何と申しましたも戦争以来日本人は外国の事情にうとい。従つていろいろ貿易の問題その他を考へましても、外国の事情にもつと通じなくてはならぬ。許しのないところには行けないわけでありまして、許される限りにおいてできるだけ外国の事情に通ずる必要があることは当然でありますし、どんなに外国に旅行するといふことは、むしろ積極的にやつてもらわなくてはならぬことは、何人もこれ

を認めざるを得ないのであります。従つてそれに対して実費弁償であります旅費を、実態に沿つてということとは当然の措置であると思ひます。

なおまた先ほど内国旅費については高級官吏にはよいお話が、下級官吏には少いというお話がありました。これは実費弁償でありまして、いろいろ皆さんお存じの通り、高級官僚であれば実費がよいといふことは、社会秩序として当然のことでありまして、ソ連においてはもつとひどいようでありまして、日本では適當な措置であると考えるのであります。しかもまた高級官吏は、いかにも人からごちそうになつて実費を使わぬというお話であります。これは官吏を非常に侮辱したものであると私も考える次第であります。そういうような者があれば、嚴に取締るべきものと考えるのであります。あくまでそういうことがあつてはならぬ。従つてそれに対して、もちろん最近の財政事情によりまして、これはもちろん切詰めて実費弁償という程度でなくてはならぬのであります。しかし少くとも実費弁償という限度においては、当然やるべきものだと考えるのであります。とかく実費弁償にならないような旅費にいたしておきまうから、いろいろ弊害が起るのではありません。そこで私は、賃金ベースの問題とは全然別個に、あくまで実費弁償の案を上げて、そうして弊害をなくするといふことは必要であると思ひます。もとと早く出してはしつたといふくらいは考へを持つてはしつた次第でありますから、本法案に對しまして反對する何らの理由はありません。私は、実情に沿うように今後とも常に旅費の問題について、政府當局が配慮せられることを強調いたしまして、賛成の意を表する次第であります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表いたしまして、條件を付して賛成するものであります。

現在までの官吏の出張旅費というものは非常に少く、早急に改訂すべきであつたにかかわらず、今まで延ばしたといふことは、これは政府の考へ方が非常にその事情を知らな過ぎたといふ考へを持つております。実は官吏の出張の場合は、大体三日ぐらゐ行けばいいのに、六日も日をとりつてよくそれをまかなつてゐる。また出先に行くに、出先機關を利用して、出先機關に迷惑をかけてゐる。こういうことであつたのでありますから、これは今よりつと前に改訂すべきであつたにかかわらず、今出したといふことは、非常におそ過ぎるのであります。またこの改訂は、おそく現在この法案に出てゐる通りの條件では、まだ不足だと思ふのです。これも早晩改訂しなければならぬと思ふ。またこの旅費の規定の中には、一定の彈力性の範圍を定めまして、出発する都度、その土地土地の地方の事情を考へて、出張旅費を決定すべきであると思ふのであります。また外国旅行の場合は、たとえは労働會議だとか、官吏の今現在予定されてゐるところの出張計画だけでなく、今後いろいろの問題も起るのであるところの中央方面、東南アジア方面、近東方面、南方方面の貿易が再開されると同時に、相當官吏の方々の出張が多くなると思ふのであります。そういう場合には、ぜひもう一度考慮していただきまして、日本経済再建のためにいまだ少し予算を支出して、活発なる海外活動をしていただくようにといふ條件を付しまして、賛成するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。

これより採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 なおこの際お諮りいたします。委員西村直巳君は、去る四月四日委員を辞任されましたので、本委員会の諸願審査小委員が一名欠員となつております。よつて委員長において、補欠として高間松吉君を小委員に指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議がないようです。本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十三分散會

〔參照〕

国家公務員等の旅費に関する法律案（内閣提出第一六八号）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月十五日印刷

昭和二十五年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所